

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、満濃町土地改良区が土地改良事業（非補助土地改良事業（農用地造成事業）高屋原地区）計画を変更することについて平成24年6月7日適当と決定した。

その関係書類をまんのう町建設土地改良課において平成24年6月21日から同年7月11日まで縦覧に供する。

平成24年6月15日

香川県知事 浜 田 恵 造